

宮古島市地産地消市民活動支援要領

令和 6 年 1 1 月 1 日
宮古島市産業振興局長決裁

1. 目的

宮古島市における地産地消の市民活動（しまさんにしましろう活動）を広げていくため、市民や市民団体が企画・運営するイベント、その他の活動を支援することを目的として、本要領を定める。

2. 概要

宮古島市に住所を有する個人又は団体等が、宮古島市が制作した「みんなで宮古の食から島産島消を考える BOOK」（通称、「しまさんブック」）の内容に共感し、市民にその共感を広げていくことに資するイベント、その他の活動を企画・実施・運営する場合、宮古島市に申請し、承認を得ることで、宮古島市の支援を受けることができる。

支援の内容としては、イベントを宮古島市と共催することによって、広報媒体（広報誌や公式 LINE 等）の活用や施設利用時における減免措置を受けることができるほか、イベントその他の活動において、地産地消のロゴマークを使用することができる。

3. 支援の条件

- (1) 宮古島市に住所を有する個人又は宮古島市に住所を有する個人を構成員とする市民団体が主体となるイベントや活動であること（グループ構成員の一部に市外在住者が含まれることは許容される）
- (2) イベントや活動が「しまさんブック」に記載された一部又は全部の内容を市民に広げていくことに資すること
- (3) 以下の各号に該当しないこと
 - (ア) 営利を主たる目的とする場合
 - (イ) 特定の思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - (ウ) 宮古島市暴力団排除条例(平成 24 年宮古島市条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に利用されるおそれがある場合
 - (エ) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (オ) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合

※営利目的かどうかの判断基準については、申請書に記載された目的や活動内容により判断する。

4. 手続き

主催者は、本要領に基づき共催の承認を得ようとするときは、宮古島市地産地消市民活動支援承認申請書（以下、「申請書」という。）を宮古島市長に提出するものとする。

市長は、申請書を受理し、支援することが妥当であると判断したときは、宮古島市地産地消市民活動支援承認通知書を主催者に交付し、広報や施設利用に関する必要な手続きを行う。